

《審査基準》

- ・ 社団であるものにあつては定款で、財団であるものにあつては寄附行為で、次の事項を定めていること。
 - ① 目的
 - ② 名称
 - ③ 認定職業訓練のための施設を設置する場合には、その位置及び名称
 - ④ 主たる事務所の所在地
 - ⑤ 社団である職業訓練法人にあつては、社員の資格に関する事項
 - ⑥ 社団である職業訓練法人にあつては、会議に関する事項
 - ⑦ 役員に関する事項
 - ⑧ 会計に関する事項
 - ⑨ 解散に関する事項
 - ⑩ 定款又は寄附行為の変更に関する事項
 - ⑪ 公告の方法
- ・ 職業訓練法人の設立当時の役員が、定款又は寄附行為で定められていること。
- ・ 当該申請に係る社団又は財団の定款又は寄附行為の内容が法令に違反しないこと。
- ・ 当該申請に係る社団又は財団がその業務を行うために必要な経営的基盤の確保等当該業務を的確に遂行することができる能力を有すること。
- ・ 職業訓練法人に監事を置いた場合には、監事が、職業訓練法人の理事又は職員を兼ねていないこと。
- ・ 設立の際の資産として負債、抵当権、質権等が設定されている財産、設立と同時に業務目的に従い運用しえない財産等の資産がないこと。
- ・ 主たる事業が営利事業である団体又はその収益を構成員に分配する団体でないこと。
- ・ 設立の認可を受けた後認定職業訓練を行うこととしている団体については、当該認可を受けたのち直ちに認定の申請をし、確実に認定を受けるものであること。
- ・ 残余財産の帰属は、特に事情のないかぎり他の職業訓練事業を行うものに帰属させるものであること。
- ・ 構成員の3分の2以上のものが中小企業の事業主であるものにあつては、定款又は寄附行為に「求職者に対する職業訓練又は法26条（認定職業訓練を行う事業主等は、その事業に支障のない範囲内で、認定職業訓練のための施設を他の事業主等の行う職業訓練のために使用させ、又は委託を受けて他の事業主等に係る労働者に対して職業訓練を行うように努めるものとする。）の規定に基づく協力を行うこと」が業務として記載されていること。
- ・ 職業訓練法人の名称については、職業訓練法人の文字が冠されていること。